

令和 8 年度大阪府公立高等学校入学者選抜方針

大阪府公立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学者選抜は、以下の方針に基づいて、各高等学校長が行う。

第 1 全般的な事項

I 入学者選抜の種類

入学者選抜の種類は、特別入学者選抜、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、一般入学者選抜、二次入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜、秋季入学者選抜とする。

II 応募資格

高等学校入学者選抜に志願することのできる者は、法令に定められた入学資格を有する者のうち次の者とする。

- 1 全日制の課程（クリエイティブスクールにおける全日制の課程を含む。以下同じ。）の入学者選抜、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制の入学者選抜に志願することのできる者は、原則として、本人及びその保護者の住所が大阪府内にある者とする。
（注）住所とは、住民票に記載されている居所をいう。以下同じ。
- 2 定時制及び通信制の課程の入学者選抜に志願することのできる者は、原則として、本人の住所若しくは勤務先が大阪府内にある者又は本人の勤務先が大阪府内になることが確定している者とする。

III 学力検査等

- 1 学力検査及び実技検査等の問題は、大阪府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）が作成する。
- 2 学力検査の問題は、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、国語、社会、数学、理科及び英語について作成する。なお、実施する学力検査は、選抜の種類によって異なる。また、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。
- 3 学力検査「英語」において、外部機関が認証した英語力判定テスト（TOEFL iBT、IELTS及び実用英語技能検定を対象とする。）のスコア等を活用する。なお、活用にあたり必要な事項は、府教育委員会が別に定める*。
*高等学校を設置する教育委員会の決定を踏まえ、府教育委員会が別に定める場合は、「府教育委員会が別に定める」という。以下同じ。
- 4 学力検査及び実技検査等は、各高等学校長が当該高等学校において行う。

Ⅳ 提出書類等

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校（以下「中学校」という。）の校長（以下「中学校長」という。）は、原則として、調査書を提出するものとする。
- 2 志願者は、出願時に自己申告書を提出するものとする。ただし、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜に志願する者を除く。

Ⅴ 募集人員・通学区域

- 1 各高等学校の募集人員は、府教育委員会が別に定める。なお、秋季入学者選抜における各高等学校の募集人員は、若干名とする。
- 2 通学区域に関し必要な事項は、高等学校を設置する教育委員会が別に定める。

Ⅵ その他

- 1 この方針で定めるもののほか、入学者選抜の実施に関し必要な事項は、府教育委員会が別に定める。

第2 各入学者選抜の具体的事項

Ⅰ 特別入学者選抜

特別入学者選抜を実施する課程等は、全日制の課程専門学科（工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科）、総合造形科、美術科、音楽科、体育に関する学科、グローバル探究科、演劇科及び芸能文化科）、全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール及びステップスクール）、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制とする。

1 全日制の課程専門学科

（工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科）、総合造形科、美術科、音楽科、体育に関する学科、グローバル探究科、演劇科及び芸能文化科）

(1) 学力検査等

- ・ 学力検査及び実技検査を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
- ・ 実技検査の内容を次のとおりとする。

学 科 名	実技検査の内容
工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科）、総合造形科及び美術科	美術に関する基礎的な描写力及び総合的な表現力
音楽科	音楽に関する基礎的な視唱力・聴取力及び希望する専攻実技における表現力
体育に関する学科	運動に関する基礎的な能力及び希望する検査種目における技能

グローバル探究科	英語に関する技能のうち、「読む」「聴く」「話す」の総合的な運用能力
演劇科	演技に関する基礎的な表現力
芸能文化科	芸能文化に関する基礎的な表現力及び探究力

(2) 選抜資料

- ・ 調査書、学力検査の成績、実技検査の成績及び自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア 学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した点数に、実技検査の成績を加えた総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

イ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

- (ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。
- (イ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。
- (ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、高等学校を設置する教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。
- (エ) (ウ)で算出した点数に、実技検査の成績を加え、総合点とする。

(4) 出願、学力検査、実技検査及び合格者発表の期日

- ・ 工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科）、総合造形科、美術科、体育に関する学科、グローバル探究科、演劇科及び芸能文化科

出 願	学 力 検 査	実 技 検 査	合格者発表
2月16日(月)から2月17日(火)	2月19日(木)	2月20日(金)	3月2日(月)

- ・ 音楽科

出 願	視唱、専攻実技	学力検査、聴音	合格者発表
2月3日(火)から2月4日(水)	2月14日(土)	2月19日(木)	3月2日(月)

2 全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール）

(1) 学力検査等

- ・ 学力検査及び面接を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

(2) 選抜資料

- ・ 調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア 選抜の第一手順として、学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価、自己申告書の評価及び調査書中の活動/行動の記録の評価を資料として選抜を行う。なお、第一手順によるそれぞれの資料の評価の比率及び募集人員に対する合格者の割合については、府教育委員会が別に定める。

- イ 選抜の第二手順として、第一手順における合格者を除いた者の中から、学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点により選抜を行う。
- ウ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

- (ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。
- (イ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。
- (ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、府教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、府教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査、面接及び合格者発表の期日

出 願	学 力 検 査	面 接	合格者発表
2月16日(月)から2月17日(火)	2月19日(木)	2月20日(金)	3月2日(月)

3 全日制の課程総合学科（ステップスクール）

(1) 学力検査等

- ・ 学力検査及び面接を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、数学及び英語とする。

(2) 選抜資料

- ・ 調査書、学力検査の成績、面接の評価を選抜の資料とする。
- ・ 自己申告書を面接の参考資料とする。

(3) 選抜方法

ア 学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出する「これまでの学び等に関する評価（以下「学びに関する評価」という。）」並びに面接による「高校生活に対する意欲等に関する評価（以下「意欲に関する評価」という。）」を資料として選抜を行う。

イ 評価に際しては、学びに関する評価及び意欲に関する評価をそれぞれ一定の幅に区分したうえで、段階による評価を行う。なお、学びに関する評価及び意欲に関する評価の比率については、府教育委員会が別に定める。

ウ 学びに関する評価の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

- (ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。
- (イ) 調査書中の各学年の各教科の評定に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて、教科ごとに合計する。受験者ごとに調査書の評定の高い3教科についてその評定をそれぞれ2倍し、各学年の必修の全教科の評定を合計する。
- (ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査、面接及び合格者発表の期日

出 願	学 力 検 査	面 接	合格者発表
2月16日(月)から2月17日(火)	2月19日(木)	2月20日(金)、 2月24日(火) のうち一日	3月2日(月)

4 多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制

4－1 令和8年3月に中学校を卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者

(1) 学力検査等

- ・ 学力検査及び面接を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

(2) 選抜資料

- ・ 調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア 選抜の第一手順として、学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価、自己申告書の評価及び調査書中の活動/行動の記録の評価を資料として選抜を行う。なお、第一手順によるそれぞれの資料の評価の比率及び募集人員に対する合格者の割合については、府教育委員会が別に定める。

イ 選抜の第二手順として、第一手順における合格者を除いた者の中から、学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点により選抜を行う。

ウ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

(ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。

(イ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、高等学校を設置する教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査、面接及び合格者発表の期日

出 願	学 力 検 査	面 接	合格者発表
2月16日(月)から2月17日(火)	2月19日(木)	2月20日(金)	3月2日(月)

4－2 中学校を卒業した者（過年度卒業者）

(1) 上記4－1による選抜と「調査書を要しない選抜」のどちらかを選択することができる。

(2) 「調査書を要しない選抜」は、次のとおり行うものとする。

ア 学力検査等については、上記4－1(1)に準ずる。

イ 中学校長からの調査書の提出は不要とする。

ウ 学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。

エ 選抜方法については、府教育委員会が別に定める。

(3) 出願、学力検査、面接及び合格者発表の期日

出 願	学 力 検 査	面 接	合格者発表
2月16日(月)から2月17日(火)	2月19日(木)	2月20日(金)	3月2日(月)

Ⅱ 大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜

大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜を実施する高等学校は、大阪府立豊中高等学校能勢分校とする。

1 学力検査等

- ・ 学力検査及び面接を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

2 選抜資料

- ・ 調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。

3 出願、学力検査、面接及び合格者発表の期日

出 願	学 力 検 査	面 接	合格者発表
2月16日(月)から2月17日(火)	2月19日(木)	2月20日(金)	3月2日(月)

4 その他

- ・ 本人及び保護者の住所が能勢町又は豊能町にある者は、別に定める「能勢・豊能地域選抜」を選択することができる。

Ⅲ 海外から帰国した生徒の入学者選抜

海外から帰国した生徒の入学者選抜を実施する学科は、総合科学科、英語科、国際文化科、グローバル科及びグローバル探究科とする。

1 志願できる者

- ・ 原則として、外国において継続して2年以上在留し、帰国後2年以内の者とする。

2 学力検査等

- ・ 学力検査及び面接を実施する。
- ・ 学力検査は、数学及び英語とする。

3 選抜資料等

- ・ 中学校長からの調査書の提出は不要とする。
- ・ 学力検査の成績及び面接の評価を選抜の資料とする。
- ・ 自己申告書を面接の参考資料とする。

4 出願、学力検査等及び合格者発表の期日

出 願	学力検査、面接	合 格 者 発 表
2月16日(月)から2月17日(火)	2月19日(木)	3月2日(月)

Ⅳ 日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜

日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜を実施する高等学校は、大阪府立東淀川高等学校、大阪府立長吉高等学校、大阪府立福井高等学校、大阪府立門真なみはや高等学校、大阪府立布施北高等学校、大阪府立八尾北高等学校、大阪府立成美高等学校、大阪府立大阪わかば高等学校とする。

1 志願できる者

- ・ 原則として、中国等から帰国した者又は外国籍を有する者で小学校第4学年以上の学年に編入学した者とする。

2 学力検査等

- ・ 学力検査及び作文を実施する。
- ・ 学力検査は、数学及び英語とする。
- ・ 作文は、日本語以外の使用を認める。

3 選抜資料等

- ・ 中学校長からの調査書の提出は不要とする。
- ・ 学力検査の成績及び作文の評価を選抜の資料とする。

4 出願、学力検査等及び合格者発表の期日

出 願	学力検査、作文	合 格 者 発 表
2月16日(月)から2月17日(火)	2月19日(木)	3月2日(月)

Ⅴ 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜

知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜を実施する高等学校は、大阪府立桜宮高等学校、大阪府立阿武野高等学校、大阪府立八尾翠翔高等学校、大阪府立園芸高等学校、大阪府立東淀工業高等学校、大阪府立柴島高等学校、大阪府立西成高等学校、大阪府立枚方なぎさ高等学校、大阪府立松原高等学校、大阪府立堺東高等学校、大阪府立貝塚高等学校とする。

1 志願できる者

- ・ 次の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 令和8年3月に大阪府内の中学校を卒業する見込みの者
 - (2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいがあると判定を受けた者
 - (3) 自主的な通学が可能である者

2 学力検査等

- ・ 学力検査を実施せず、面接を実施する。

3 選抜資料等

- ・ 中学校長が提出する書類は、調査書及び推薦書とする。
- ・ 調査書、推薦書及び面接を選抜の資料とする。
- ・ 自己申告書を面接の参考資料とする。

4 出願、面接及び合格者発表の期日

出 願	面 接	合 格 者 発 表
2月16日(月)から2月17日(火)	2月19日(木)、2月20日(金)、 2月24日(火)のうち一日	3月2日(月)

5 その他

- ・ 本コースは、高等学校において知的障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する制度である。

VI 一般入学者選抜

一般入学者選抜を実施する課程等は、全日制の課程普通教育を主とする学科（普通科単位制高等学校を含む。）、全日制の課程専門学科（農業に関する学科、工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科を除く。）、商業に関する学科、グローバルビジネス科、食物文化科、福祉ボランティア科、理数科、総合科学科、サイエンス創造科、英語科、国際文化科、グローバル科、文理学科及び教育文理学科）、全日制の課程総合学科（クリエイティブスクールを含み、エンパワメントスクール及びステップスクールを除く。）、定時制の課程及び通信制の課程とする。

令和8年度特別入学者選抜、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、大阪公立大学工業高等専門学校における入学者選抜及び大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜の合格者は、一般入学者選抜に出願することができない。

1 全日制の課程普通教育を主とする学科（普通科単位制高等学校を除く。）

全日制の課程専門学科（農業に関する学科、工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科を除く。）、商業に関する学科、グローバルビジネス科、食物文化科、福祉ボランティア科、理数科、総合科学科、サイエンス創造科、英語科、国際文化科、グローバル科、文理学科及び教育文理学科）

全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール、ステップスクール及びクリエイティブスクールを除く。）

(1) 学力検査等

- ・ 学力検査を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

(2) 選抜資料

- ・ 調査書、学力検査の成績及び自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア 学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

イ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

(ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。

(イ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、高等学校を設置する教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査及び合格者発表の期日

出 願	学 力 検 査	合 格 者 発 表
3月4日(水)から3月6日(金)	3月11日(水)	3月19日(木)

2 全日制の課程普通科単位制高等学校及び全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）

2－1 令和8年3月に中学校を卒業見込みの者

(1) 学力検査等

- ・ 学力検査を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

(2) 選抜資料

- ・ 調査書及び学力検査の成績、自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア 学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

イ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

(ｱ) 学力検査の各教科の成績を合計する。

(ｲ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(ｳ) (ｱ)及び(ｲ)で算出した点数に、府教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、府教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査及び合格者発表の期日

出 願	学 力 検 査	合 格 者 発 表
3月4日(水)から3月6日(金)	3月11日(水)	3月19日(木)

2－2 中学校を卒業した者（過年度卒業者）

(1) 上記2－1による選抜と「調査書を要しない選抜」のどちらかを選択することができる。

(2) 「調査書を要しない選抜」は、次のとおり行うものとする。

ア 学力検査等については、上記2－1(1)に示す学力検査に加え、面接を実施する。

イ 中学校長からの調査書の提出は不要とする。

ウ 学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。

エ 選抜方法については、府教育委員会が別に定める。

(3) 出願、学力検査等及び合格者発表の期日

出 願	学力検査、面接	合 格 者 発 表
3月4日(水)から3月6日(金)	3月11日(水)	3月19日(木)

3 定時制の課程

3-1 満21歳未満の者（平成17年4月2日以降に生まれた者）

- (1) 学力検査等
 - ・ 学力検査を実施する。
 - ・ 学力検査は、国語、数学及び英語とする。
- (2) 選抜資料
 - ・ 調査書及び学力検査の成績、自己申告書を選抜の資料とする。
- (3) 選抜方法
 - ア 学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。
 - イ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。
 - (ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。
 - (イ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。
 - (ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、高等学校を設置する教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。
- (4) 出願、学力検査及び合格者発表の期日

出 願	学 力 検 査	合 格 者 発 表
3月4日(水)から3月6日(金)	3月11日(水)	3月19日(木)

3-2 満21歳以上の者（平成17年4月1日までに生まれた者）

- (1) 学力検査等については、上記3-1(1)に示す学力検査に加え、面接を実施する。
- (2) 中学校長からの調査書の提出は不要とする。
- (3) 学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書の評価を選抜の資料とする。
- (4) 志願者の希望により、学力検査を小論文に代えることができる。この場合、小論文の評価、面接の評価及び自己申告書の評価を選抜の資料とする。
- (5) 選抜方法については、府教育委員会が別に定める。
- (6) 出願、学力検査等及び合格者発表の期日

出 願	学力検査又は小論文、面接	合 格 者 発 表
3月4日(水)から3月6日(金)	3月11日(水)	3月19日(木)

4 通信制の課程

4-1 満21歳未満の者（平成17年4月2日以降に生まれた者）

- (1) 学力検査等
 - ・ 学力検査を実施せず、面接を実施する。
- (2) 選抜資料等
 - ・ 調査書及び面接の評価を選抜の資料とする。
 - ・ 自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を面接の参考資料とする。

(3) 出願、面接及び合格者発表の期日

出 願	面 接	合 格 者 発 表
3月2日(月)から3月4日(水)	3月8日(日)、3月9日(月)、 3月10日(火)のうち一日	3月19日(木)

4-2 満21歳以上の者（平成17年4月1日までに生まれた者）

- (1) 学力検査等については、上記4-1(1)に準ずる。
- (2) 中学校長からの調査書の提出は不要とする。
- (3) 面接の評価を選抜の資料とし、自己申告書を面接の参考資料とする。
- (4) 出願、面接及び合格者発表の期日については、上記4-1(3)に準ずる。

Ⅶ 二次入学者選抜

二次入学者選抜は、令和8年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施校のうち、特別入学者選抜、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜及び一般入学者選抜を実施する学科等において、合格者数が募集人員に満たない場合において実施する。

1 志願できる者

- ・ 次の(1)～(3)のいずれかに該当する者とする。ただし、高等学校若しくはこれに準ずる学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校に在籍している者は出願することはできない。
 - (1) 本入学者選抜出願時に国公立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者
 - (2) 中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、(1)に該当する者
 - (3) 併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、(1)に該当する者

2 学力検査等

- ・ 学力検査を実施せず、面接を実施する。

3 選抜資料等

- ・ 中学校長が提出する書類は、調査書とする。
- ・ 調査書及び面接の評価を選抜の資料とする。
- ・ 自己申告書を面接の参考資料とする。

4 出願、面接及び合格者発表の期日

出 願	面 接	合 格 者 発 表
3月24日(火)	3月25日(水)	3月26日(木)

VIII 知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜

知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜は、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜実施校のうち合格者数が募集人員に満たない高等学校において実施する。

1 志願できる者

- ・ 上記「Ⅶ 二次入学者選抜」における「1 志願できる者」のうち、次の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 令和8年3月に大阪府内の中学校を卒業する見込みの者
 - (2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者
 - (3) 自主的な通学が可能である者

2 学力検査等

- ・ 学力検査を実施せず、面接を実施する。

3 選抜資料等

- ・ 中学校長が提出する書類は、調査書及び推薦書とする。
- ・ 調査書、推薦書及び面接を選抜の資料とする。
- ・ 自己申告書を面接の参考資料とする。

4 出願、面接及び合格者発表の期日

出 願	面 接	合 格 者 発 表
3月24日(火)	3月25日(水)	3月26日(木)

5 その他

- ・ 本コースは、高等学校において知的障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する制度である。

IX 秋季入学者選抜

秋季入学者選抜は、府立大阪わかば高等学校（多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール））及び府立桃谷高等学校（定時制の課程）において実施する。

1 学力検査等

- ・ 学力検査を実施せず、小論文及び面接を実施する。

2 選抜資料等

- ・ 中学校長からの調査書の提出は不要とする。
- ・ 小論文の評価及び面接の評価を選抜の資料とする。
- ・ 自己申告書を面接の参考資料とする。

3 出願、小論文等及び合格者発表の期日

出 願	小論文、面接	合 格 者 発 表
令和8年 9月7日(月)	令和8年 9月10日(木)	令和8年 9月16日(水)